

北海道感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の2に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図り、予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、感染症の予防対策等について協議を行うため、北海道感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(議事)

第2条 協議会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 感染症危機管理についての企画・立案に関すること。
- (2) 感染症の流行に係る情報収集・提供に関すること。
- (3) 感染症予防対策に関すること。
- (4) 感染症予防のための情報提供及び予防接種に関すること。
- (5) その他必要な事項

(構成員)

第3条 委員は、別紙の構成員をもって構成し、北海道保健福祉部長（以下、「部長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会は、必要に応じて部長が招集し、主催する。

- 2 協議会に座長を置き、部長が指名する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 部長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門会議)

第5条 協議会に、部長が必要と認めた事項について協議する専門会議を置くことができる。

2 専門会議の委員は、第3条の協議会の委員及び学識経験者等の中から部長が委嘱する。

(その他)

第6条 協議会の事務局は、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課内において行う。

2 本協議会は、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月25日から施行する。

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

この要綱は、平成19年3月29日から施行する。

この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

(別紙)

北海道感染症対策連携協議会構成員

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条の 2 第 1 項に基づく構成員に加え、令和 5 年 3 月 17 日付け健感発 0317 第 1 号「都道府県連携協議会の運営規則等の基本的な考え方について」(2) (構成員について) ①に基づき、次の構成員とする。

感染症に関する学識経験者
診療に関する職能団体の職員
医療関係団体の職員
感染症指定医療機関の職員
保健所設置市の職員
行政機関の職員
福祉関係団体の職員
その他関係機関の職員